

ウイルス性肝炎患者の救済を求める意見書

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、ウイルス性肝炎患者のうち医療費助成の対象となっていない患者が相当数に上っている。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、疾患により就労を継続することが困難な場合も多く、患者の生活は、経済的に厳しい状況となっている。

加えて、現在の障害者手帳の認定基準は極めて厳しく、肝硬変・肝がん患者を始めとする肝炎患者の病状に合致する基準となっていないため、支援を必要とする大多数の患者が認定を受けることができない現況にある。

しかし、現在、ウイルス性肝炎が原因である肝硬変・肝がんによって多くの患者が亡くなられている中で、上記のように最も重篤な病態である肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を始めとした各支援制度が実効性を伴っていない現況に照らせば、医療費助成の創設は、喫緊に取り組むべき課題と言える。

また、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定にあたっては、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされているところである。

よって、国においては、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年7月4日

衆議院議長	伊吹文明殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
厚生労働大臣	田村憲久殿

山形県議会議長 鈴木正法